**インタビュー掲載に関する覚書**

株式会社●●●●（以下「甲」という。）及び株式会社秀實社（以下「乙」という。）は、甲のインタビューが乙の運営しているWEBサイト「リーダーズファイル」（以下「リーダーズファイル」という。）に掲載されるにあたり、本覚書を締結する。

第1条（同意）

甲は、乙が甲のインタビュー及び代表者の写真及び社内風景写真などを、乙がリーダーズファイルに掲載することを許諾するものとする。

第2条（情報提供への承諾）

リーダーズファイルは、「未来の百年企業®づくりの実現に向けて～日本のこれからを見据えたビジネスリーダーの経営哲学に学ぶ～」を運営理念に掲げていることに伴い、当該運営理念に関連する乙が甲に有益と判断する情報に関して、乙が甲に対し、メールなどにより提供することを承諾するものとする。

第3条（使用許諾）

甲は乙に対し、甲のインタビューを乙が運営する別サイトにおいて公開、又はその他のプロモーション活動において使用することを許諾するものとする。

第4条（個人情報の取り扱い）

乙は、甲のインタビュー掲載に際して知りえた甲の個人情報で、リーダーズファイルにて公開されていない情報に関しては、乙のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとする。

第5条（掲載料及び掲載開始日）

甲のインタビューをリーダーズファイルに掲載するにあたり、原則、掲載料は無料とする。但し、「特集インタビュー」への掲載に関しては、別紙「特集インタビュー掲載契約書」に記載の内容に従い、掲載料を支払うものとする。また、掲載開始日に関しては、乙の判断によるもとし、甲は指定できないものとする。

第6条（掲載の停止）

乙は、甲のインタビュー掲載が何かしらの理由にて不適切と判断した際は、甲に対して何らの通知をなさずに甲のインタビュー掲載を停止することができるものとする。

第7条（著作権者）

甲のインタビューの著作権は、乙に帰属するものとする。尚、インタビュー掲載にあたり甲が提供する写真、映像、その他素材については、甲がその使用に必要な権利の確認を行い、第三者の権利を侵害しないことを保証するものとする。

第8条（サイトの内容の変更）

甲は、乙が甲への事前の通知・承諾なく、リーダーズファイルの仕様・内容などを変更、改良することについて同意するものとする。

第9条（苦情処理）

甲がインタビューにおいて発言した内容に関し、閲覧者その他の第三者から乙に対して苦情が寄せられた場合、乙が甲が事前同意したインタビューの内容を掲載している限りにおいては、乙は当該苦情に関して一切の責任を負わないものとし、甲は当該苦情について自己の費用と責任において速やかに処理するものとする。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、甲のインタビューを掲載するに際し、知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとする。ただし、機密事項の開示が法令に基づく場合はこの限りではない。

第11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1. 暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者，暴力団準構成員，暴力団関係企業，総会屋等，社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等，その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
2. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
3. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
5. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
6. 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し，偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し，または相手方の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、相手方に対して通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。この場合、前二項のいずれかに違反した相手方は、解除権を行使した他方当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできないものとします。

4. 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の書面による承諾を得ない限り、本覚書から生ずるいかなる権利も第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。

第13条（免責事項）

乙は、リーダーズファイルの運営が停止又は中止された場合に甲が被った損害について、その責任を負わないものとする。

第14条（変更通知）

甲がその組織、商号、代表者、本店所在地、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の変更をなす場合には、事前に乙にその旨を通知するものとする。

第15条（合意管轄裁判所）

甲と乙は、本覚書に関して甲乙間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを合意するものとする。

第16条（信義則）

本覚書に疑義を生じた場合は、民法、商法等の規定によるほか、甲乙双方が誠意を持って協議の上解決するものとする。

以上

覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有します。

令和●年●月●日

(甲)

　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(乙)

東京都中央区銀座4-13-11 松竹倶楽部ビル10F

株式会社秀實社

代表取締役社長　髙𣘺　秀幸　　　　　　　　印